

特定子ども・子育て支援施設等 における指導監査について

野田市健康子ども部子ども保育課

令和7年2月

令和6年度野田市特定子ども・子育て支援施設等向け集団指導資料

■はじめに

今回の資料で、特にお伝えしたいポイントは下記のとおりです。

- ・指導監査の制度や流れは、特定教育・保育施設等の指導監査と基本的に同様です。
- ・指導監査は、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた事業が対象。

例)「幼稚園（新制度移行幼稚園は除く）」と「一時預かり事業(幼稚園)」で確認を受けている場合は、2事業が指導監査の対象となります。

- ・指導監査で確認する基準（運営基準）は9項目。
- ・令和6年10月1日より移行期間が終了し、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されていない施設につきましては、無償化の対象外となりました。

■ 令和6年度訪問指導の実施状況

(参考) 令和6年度指導監督基準に基づく訪問指導実施件数

対象施設・事業所	実施件数
認可外保育施設	4

※令和6年度については指導監督基準を満たす旨の証明書の発行がされていない施設について訪問指導を実施しました。

来年度以降についても引き続き千葉県のご指導監督と併せて訪問させていただきます。



<目次>

1	特定子ども・子育て支援施設等	P. 5
	① 特定子ども・子育て支援施設等とは	P. 6
2	指導監査	P. 7
	① 確認指導・監査制度について	P. 8
	② 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査	P. 9
	③ 指導監査、集団指導の流れについて	P.10～P.12
3	実地指導	P.13
	① 実地指導の確認項目	P.14
	② 設置に関する基準	P.15
	③ 運営基準について	P.16～P.23
	④ 過去の指摘事項について	P.24
	⑤ 認可外保育施設の指導監督基準について	P.25
	⑥ (参考) 文書の保存年限等について	P.26
4	監査	P.27
	① 監査の流れ	P.28
	② 監査の結果に応じた対応について	P.29
	③ 監査の行政上の措置について	P.30

1 特定子ども・子育て支援施設等

■ 特定子ども・子育て支援施設等とは

子ども・子育て支援法（以下、法という）に基づき、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の支給に係る市の確認を受けた施設及び事業を「特定子ども・子育て支援施設等」と呼びます。

<子ども・子育て支援施設等>（法第7条第10項）

- ① 幼稚園 ※新制度移行幼稚園を除く。
- ② 特別支援学校 ※幼稚部に限る。
- ③ 認可外保育施設 ※企業主導型保育事業を除く。
- ④ 認定こども園で実施する預かり保育事業
- ⑤ 幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業
- ⑥ 一時預かり事業 ※余裕活用型を除く。
- ⑦ 病児保育事業
- ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

2 指導監査

■ 確認指導・監査制度について

	目的	法令の根拠	市町村が実施すること	指針
指導	<p>特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準※」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的として実施。</p> <p>※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第62条</p>	<p>法第30条の3において準用する法第14条第1項</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等に対し、<u>運営に関する基準第54条から第62条の規定の内容について</u>集団指導・<u>実地指導</u>により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等指導指針</p>
監査		<p>法第58条の8第1項</p>	<p>運営基準への違反等の情報があった場合や、<u>実地指導の結果により</u>、特に必要と認める場合に監査へ移行。</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等監査指針</p>

※設置に関する基準については都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を実施する。

■ 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

【目的】 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導により、運営基準が遵守されることで、施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。

【方針】 運営基準の周知徹底をすることにより、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

形態		実施方法・対象等	根拠
指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> 一定の場所に集まってもらい講習等の方法により実施 確認の公示後、概ね1年以内に実施 制度改正、過去の指導事例等に基づき必要に応じて実施 	法第30条の3において準用する第14条
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> 定期的、計画的に対象施設等を選定し、実地において実施 集団指導への参加状況、実地指導の指摘事項が未改善である等、指導等が必要と認められる施設等に実施 	
監査		次の①～④に該当する情報があり、特に必要と認める場合 ① 著しい運営基準違反が確認された場合 ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合 ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④ 勧告、命令、確認の取消し等に該当することが疑われる場合	法第58条

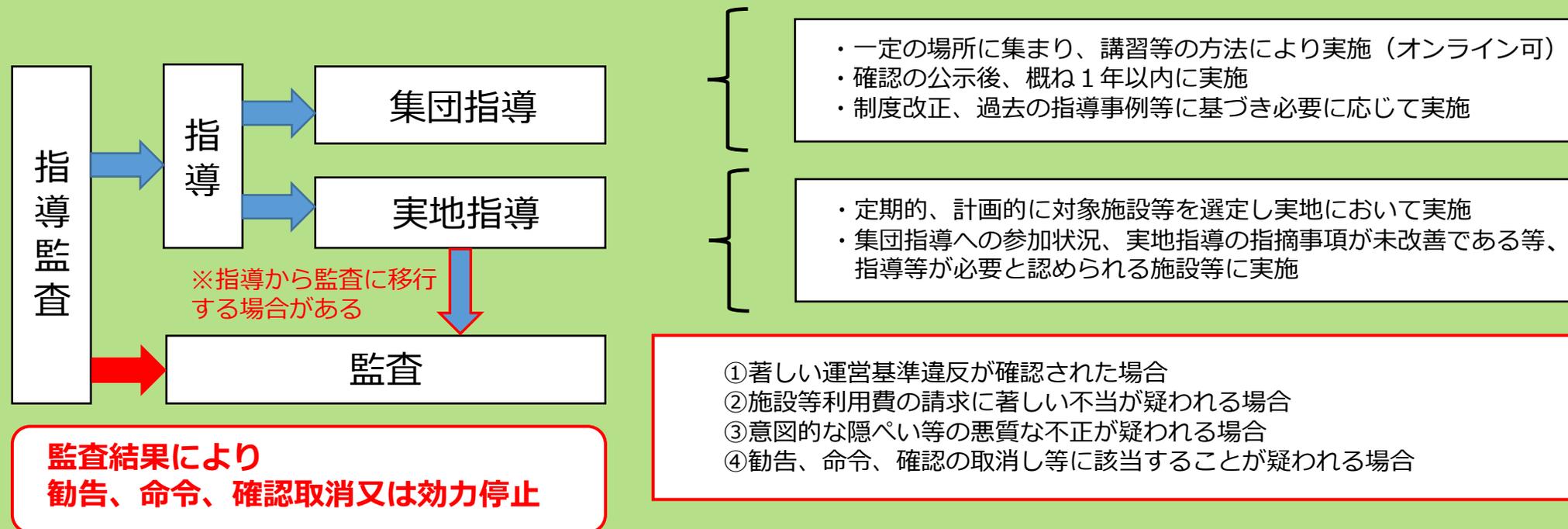
■ 指導監査の流れ

【集団指導】

集団指導は、新たに市の「確認」を受けた施設については、公示後概ね1年以内に実施することを想定しています。その他、制度改革等必要に応じて実施いたします。

【実地指導】

実地指導については県の立入調査に合わせて行う他、必要に応じて実施いたします。



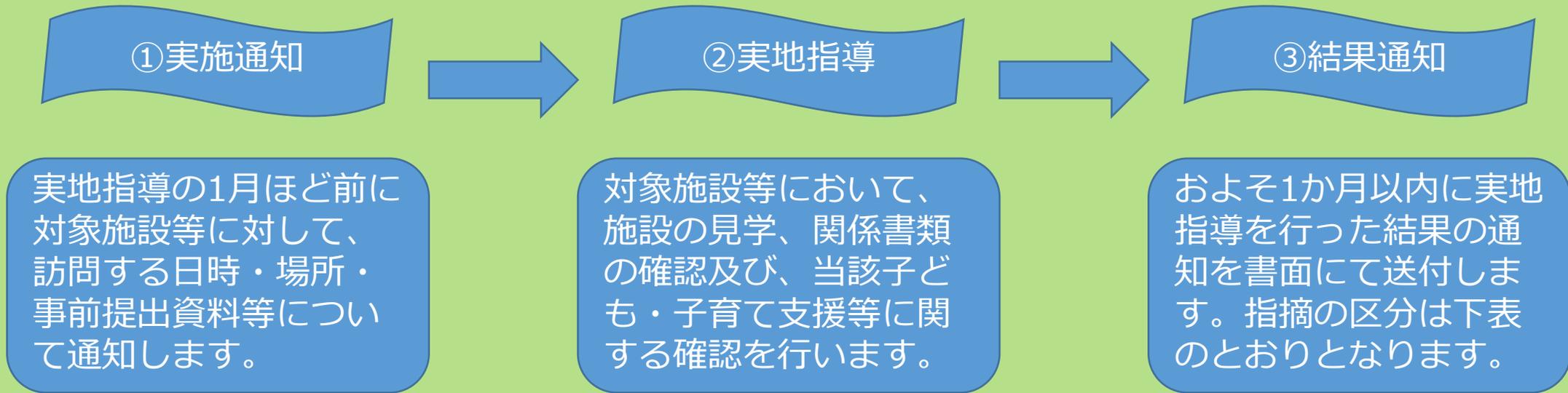
■ 集団指導の流れ



特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対し、配信や一定の場所に集まってもらい、講習等の方法により実施します。

- ☆施設等の設置基準、運営基準の遵守
- ☆制度改正、過去の指導事例
- ☆幼児教育・保育の無償化事務の実施方法

■ 実地指導の流れ



・ 結果通知の区分

文書指摘	基準等に違反していると認められることから、速やかな改善を求めるもの。	➔	改善報告を 求めるもの
口頭指摘	基準等に違反しているが、軽微と認められるもの。		改善報告を 求めないもの

3 実地指導

■ 実地指導の確認項目

「設置基準」及び「運営基準」について確認します。

「設置基準」：各法令に定める基準等※後述いたします。

「運営基準」：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第54条から第62条に定める内容

基準	項目
第54条	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
第55条	利用料及び特定費用の額の受領
第56条	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
第57条	法定代理受領の場合の読替え
第58条	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知
第59条	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
第60条	秘密保持等
第61条	記録の整備
第62条	電磁的記録等

■ 設置に関する基準

子ども・子育て支援施設等	設置基準
幼稚園・特別支援学校	学校教育法第3条
認可外保育施設	子ども・子育て支援法施行規則第1条 (認可外保育施設指導監督基準に定める内容)
認定こども園で実施する預かり保育事業	子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 (児童福祉法施行規則第36条の35第1項に定める内容)
幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業	
一時預かり事業	児童福祉法施行規則第36条の35第1項
病児保育事業	子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 (病児保育事業実施要綱に定める内容)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子ども・子育て支援法施行規則第1条の4

幼稚園・特別支援学校、認可外保育施設等については県の指導監督基準等に基づく立入調査において設置基準を満たしているかの確認を併せて行うことを想定。

■ 運営基準について①

教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

(運営に関する基準第54条)

特定子ども・子育て支援の**提供日**、**提供日ごとの時間帯**、支援の**具体的な内容**、その他必要な事項が記録されているか。

<確認事項>

- ・ 必要な記録が適正に保管されているか。
- ・ 請求書等で市に報告している提供日数等について、保存されている記録と齟齬が無いか。
(架空請求を行っていないかを確認いたします。)

<確認書類の例>

保育計画、保育日誌、午睡チェック表等

■ 運営基準について②

利用料及び特定費用の額の受領

(運営に関する基準第55条)

- ・ 施設等利用給付認定保護者から支払を受ける利用料及び特定費用の受領を適正に行っているか。

<確認事項>

- ・ 利用料：保護者との契約により定められた額を徴収しているか。
- ・ 特定費用：徴収する金銭の使途、額、理由についてあらかじめ保護者に書面にて明らかにし、同意を得た上で定められた額を徴収しているか。

<確認書類例>

- ・ 利用申込書
- ・ 利用契約書
- ・ 重要事項説明書

特定費用とは・・・

- ①日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- ②特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- ③食事の提供に要する費用
- ④特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ⑤④に掲げるもののほか、特定子ども・子育てにおいて提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

【根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16】

■ 運営基準について③

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付（償還払いの場合）

（運営に関する基準第56条）

- ・利用者に対して適正な領収書及び支援提供証明書を交付しているか。

<確認事項>

- ・保護者から費用を受領した場合は、**利用料の額**と**特定費用の額**を分けた**領収書**を交付しているか。
- ・利用者に対し、**提供日時**、**支援の内容**、**費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項**を記載した**支援提供証明書**を交付しているか。

※市の様式を使用し交付している場合については、原則上記事項を全て満たすものとなります。

<確認書類例>

- ・領収証の控え
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書の控え

■ 運営基準について④

法定代理受領の場合（私学助成幼稚園のみ対象）

（運営に関する基準第57条）

- ・利用者に対して法定代理受領額を通知しているか。

<確認事項>

- ・法定代理受領を行った利用者に対し、法定代理受領額を掲示等により通知しているか。
- ・通知の頻度については年1回程度で構わない。

<確認書類例>

- ・通知、掲示等

■ 運営基準について⑤

施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

(運営に関する基準第58条)

- ・ 保護者が偽りその他**不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に**通知**しているか。

<確認書類例>

- ・ 通知

施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

(運営に関する基準第59条)

- ・ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱い**を行っていないか。

<確認書類例>

- ・ 苦情処理簿、研修記録、入社時の誓約書等

■ 運営基準について⑥

秘密保持等

(運営に関する基準第60条)

- ・ 業務上知り得た児童及びその家族の情報について、適正に扱っているか。

<確認事項>

- ・ 退職者を含む職員が正当な理由なく児童及びその家族の情報を漏らすことが無いよう必要な措置を講じているか。
- ・ 外部の機関に利用児童に関する記録を提供する際はあらかじめ文書により、保護者の同意を得ているか。

<確認書類例>

- ・ 職員に対する個人情報保護に関する誓約書
- ・ 保護者からの個人情報の提供に関する同意書

■ 運営基準について⑦

記録の整備

(運営に関する基準第61条)

- ・ 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。

<確認事項>

- ・ 諸記録について、適正に作成、保存をしているか。
- ・ 「特定子ども・子育て支援の提供の記録」及び「施設等利用給付認定保護者に関する市への通知に係る記録」完結の日から5年間保存しているか。

<確認書類例>

【職員に関する記録】

労働者名簿、資格証明書、出勤簿、シフト表、賃金台帳、健康診断実施結果、研修記録等

【設備に関する記録】

消防計画等各種計画、避難消火訓練、事故記録、ヒヤリハット、衛生管理マニュアル（点検簿）等

【会計に関する記録】

経理規程、計算書類、現預金等の出納管理簿等

■ 運営基準について⑧

電磁的記録等

(運営に関する基準第62条)

- ・利用者に対して、**書類等での交付に代えて電磁的方法により提供**をする場合の対応が適切か。
- ・電磁的記録にて提供を行っている場合、**保護者から承諾**を受けた上で保護者が**ファイルに出力**することにより、文書を作成できるものか。

<確認事項>

- ・利用者に対してあらかじめ同意を得た上で電磁的方法により提供を行っているか。
- ・許可を得られない場合は電磁的方法で提供している内容と同等のものを書面提供しているか。
- ・電磁的記録で提供を行ったものについては印刷できる形式となっているか。

<確認書類例>

電磁的記録媒体

保護者からの承諾書類

※電磁的方法とは・・・電子メール等にファイルを添付して提供する方法や、WEBアプリケーション（スマホのアプリ等）により提供を行う方法

■過去の指摘事項について

○指摘事項(文書指摘、口頭指摘)

- ・保育計画(年間、月案、週案、日案)の作成を行い、計画に沿って保育を行うこと。(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)
- ・職員であった者が正当な理由がなく、業務上知り得た児童又は家族の秘密を漏らさないよう個人情報に関する誓約書やマニュアル等で必要な措置を講じること。(秘密保持等)
- ・小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供するための保護者同意について、口頭ではなく文書で同意を得ること。(秘密保持等)
- ・小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該子どもの保護者から同意を得ていなければならないが、同意を得ていない保護者がいたため、文書にて同意を得ること。(記録の整備)
- ・保育時間中に有資格者がいない時間帯がある記録があったため、保育者の3分の1以上は保育士資格またはそれに準ずる資格を有する者を配置している記録を残すこと。(記録の整備)

■ 認可外保育施設の指導監督基準について

○ 移行期間の終了

・ 令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化において、認可外保育施設（居宅訪問型事業も含む）では、無償化開始から5年間は移行期間として千葉県より発行される「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付がなくとも無償化の対象となっておりましたが、令和6年9月末で移行期間が終了したため、現在は「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付がない施設につきましては、無償化の対象外となります。

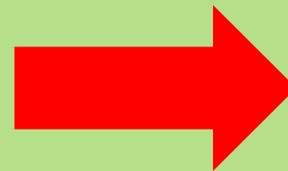
また、現在は交付されている施設についても、今後千葉県の立入調査において、指摘事項があると、交付の取り下げとなりますので、運営事業者においては注意が必要です。

令和6年9月以前

「指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されていなくても無償化の対象

令和6年10月以降

「指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されていない場合は無償化の対象外



(参考) 文書の保存年限等について

文書名等	保存年限	根拠法令等
労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類	3年	労働基準法第109条 同法施行規則第56条
雇用保険に関する書類（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿）	2年 (4年)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第72条
健康保険・厚生年金に関する書類	2年	健康保険法施行規則第34条 厚生年金保険法施行規則第28条
健康診断個人票	5年	労働安全衛生規則第51条
消防設備点検記録	3年	平成9年12月5日付け消防予第192号
計算書類、会計帳簿、現金出納帳	10年等	会社法第432条、社会福祉法第45条の24等
決算書類	10年等	会社法第435条、社会福祉法第45条の27等
運営に関する基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録	5年	運営に関する基準第61条
運営に関する基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録	5年	運営に関する基準第61条

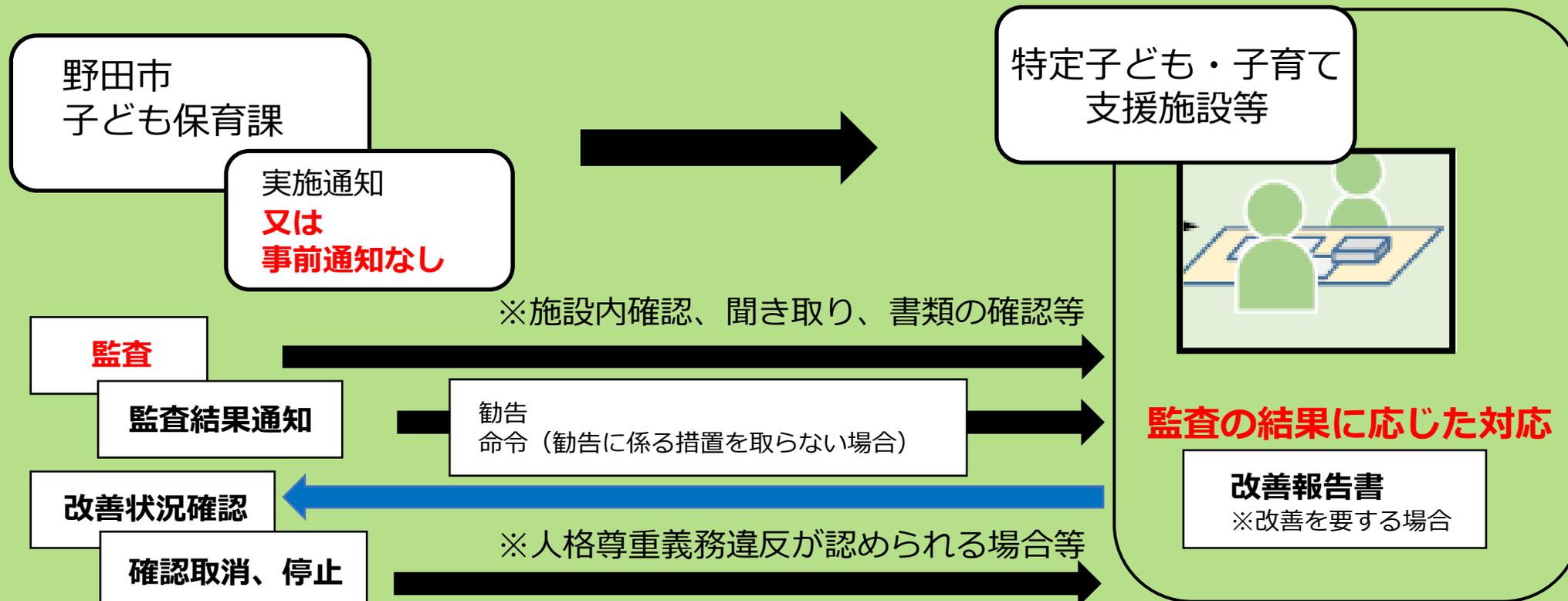
※新たに位置づけられた文書以外については、あくまで参考程度でのお知らせです。
 各施設が準拠すべき法令に定める保存年限等をご確認ください。

4 監査

■ 監査の流れ

次の①～④に該当する情報があり、特に必要と認める場合に監査を実施

- ① 著しい運営基準違反が確認された場合
- ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 勧告、命令、確認の取消し等に該当することが疑われる場合



■ 監査の結果に応じた対応について

監査の流れで示した「監査の結果に応じた対応」の具体的な内容は以下のとおりです。

監査結果通知	① 改善を要すると認められる事項がない場合
	➡ 指摘事項なしの旨の通知を受理
	② 勧告には至らないが改善を要すると認められる事項がある場合
	③ 施設等利用費等の返還を要すると認められる場合
	➡ 期限内に改善報告書の提出、施設等利用費等の返還
勧告	運営基準に従って適正な運営をしていない場合
	➡ 期限内に改善報告書の提出、施設等利用費等の返還
命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき
	➡ 期限内に改善報告書の提出（命令内容が公示される）
効力確認の停止	子ども・子育て支援法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合 （子どもの人格尊重義務違反など）
	➡ 確認の取消後、5年を経過するまで確認申請ができない

■ 監査の行政上の措置について

監査の結果により、勧告、命令、確認取消又は効力停止を行うことがあります。

行政上の措置		該当事由	施設等の対応	行政の対応	根拠法 (子ども・子育て支援法)
行政指導	勧告	①幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業を行う者を除く施設又は事業において、その区分に応じ、設置基準に従って適正な運営をしていない場合 ②運営基準に従って適正な運営をしていない場合 ③確認の辞退をする場合に子どもへの必要な支援が継続的に提供されるなど便宜の提供を適正に行っていない場合	60日以内に改善報告書を提出	期限内に勧告内容に従わなかった場合、その旨を公表	第58条の9
	命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合	60日以内に改善報告書を提出	命令内容を公示、認可等権者へ通知	第58条の9
行政指導	確認の取消・効力停止	①子どもの人格を尊重する義務に違反する場合 ②適正な施設運営ができなくなったと認可等権者が認めた場合 ③支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき等（第58条の10第1項各号）	確認の取消後、5年を経過するまで確認申請ができない	施設等の名称、所在地等を公示	第58条の10第58条の11

ご視聴ありがとうございました。